

議案第 号

公の施設（宝塚市立農業振興施設）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 公の施設の名称 | 宝塚市立農業振興施設 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 神戸市北区有野中町2丁目12番13号
兵庫六甲農業協同組合
代表理事組合長 平 尾 勝 春 |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

議案第 号から第 号まで

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法(抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2第1項～第5項 (略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 (略)

(資料1)

令和7年(2025年)7月28日

宝塚市長 森 臨太郎 様

宝塚市立農業振興施設指定管理者選定委員会
委員長 金地 通生

宝塚市立農業振興施設の指定管理者の候補者選定について(答申)

令和7年(2025年)6月16日付け宝塚市諮問第10号で諮問のありました標記のことについて、指定管理者の候補者を選定しましたので、下記のとおり答申します。

記

1 選定内容

(1) 選定の目的

宝塚市立農業振興施設を管理する指定管理者の指定期間が令和8年(2026年)3月31日をもって満了するため、令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日までの5年間における当該施設の指定管理者として適切な候補者を選定します。

(2) 選定する施設

宝塚市立農業振興施設

(3) 申請の状況

以下の者から申請がありました。

兵庫六甲農業協同組合

2 審議内容

(1) 選定委員会委員

委員長	金地 道生(元神戸大学大学院農学研究科准教授 農学博士)
委員長職務代理者	田中 香織(宝塚商工会議所 中小企業相談所 所長)
委員	吉田 幸子(宝塚文化財ガイドソサエティ 会長)
委員	近藤 陽子(阪神農林振興事務所 副所長)
委員	米元 由紀子(市民公募委員)

(2) 選定経緯

- ア 第1回選定委員会 令和7年(2025年)6月16日
(募集要項・業務仕様書・選定基準及び応募者の指名等の決定)
- イ 申請期間 令和7年(2025年)6月18日から7月9日まで
- ウ 第2回選定委員会 令和7年(2025年)7月17日
(書類審査及びプレゼンテーション審査の実施、候補者決定)

(3) 審査方法

採点項目(15項目)と配点(120点満点)を設定し、提出された申請書類並びにプレゼンテーション及び質疑応答の内容を審査し、各項目を5段階で評価することとしました。選定に際しては、委員5人の評価点を合計して600点満点とし、360点(60%)を必要最低点数と定め、この点数に満たない者は候補者に選定されないこととしました。

3 選定結果

(1) 指定管理者の候補者

兵庫六甲農業協同組合の総評価点は600点満点中473点(78.8%)で、必要最低点数360点(60%)を上回っていました。

これら各委員の審査結果に基づいて委員会で審議を行った結果、以下の申請者を指定管理者の候補者として選定することが適当であると決定しました。

住 所 神戸市北区有野中町2丁目12番13号
名 称 兵庫六甲農業協同組合
代表者 代表理事組合長 平尾 勝春

(2) 選定理由

宝塚市立農業振興施設条例第18条第1項の規定に基づき、農業振興施設の管理を行わせるに最適な団体として、兵庫六甲農業協同組合を引き続き指定管理者応募対象とすることが適当と判断しました。申請のあった兵庫六甲農業協同組合の評価点数は600点満点中473点で、78.8%の評価点率でした。

選定に当たり、特に評価された点としては、当該候補者は、地域農業の振興と活性化を図るため、27箇所の農産物直売所及び農産物加工施設の運営等を行っており、その実績とノウハウを活用し、当該施設の効用を最大限に発揮し、安定した管理運営が図られることが期待できる点です。

また、当該候補者は、農業者との信頼関係が構築されており、安定した販路も確保されていることから、農産物等の販売を通じて、本市の農業振興に寄与することが期待で

きます。

以上を踏まえ、本委員会としては、同団体を指定管理者の候補者として選定することが適当であると決定しました。

4 選定に当たって

当該団体等を指定管理者の候補者として選定するにあたり、本委員会としては特に以下の点について十分な理解と配慮を求め、提案内容を誠実かつ確実に履行するよう努められることを望みます。

- (1) 集客について、SNS 等のツールを活用して、当該施設と本市農産物等の周知活動により一層努めること。
- (2) 本市の施設であることから、より幅広い市内事業者が農産物や特産品を販売できるよう検討すること。
- (3) 本市農産物等について、太ねぎや黒大豆枝豆のみに限らず、四季に応じたものを出せるようにすること。また、営業時間のうちの午後から農産物等が品薄にならないよう取り組むこと。

(資料2)

宝塚市立農業振興施設指定管理者審査結果

	事業者名	総評価点(600点満点)	得点率
1	兵庫六甲農業協同組合	473点	78.8%

宝塚市立農業振興施設指定管理者選定委員会 選定集計表

資料2

項目		配点	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	総合
公平性	設置目的が達成されるものであること	10	8	6	8	10	6	38
	利用対象者が平等な利用を確保できるものであること	10	8	6	6	10	6	36
効果性	サービス向上を実現する具体的な提案(計画)であるか	10	8	6	6	8	8	36
	利用者からの要望(苦情)の把握とその解決策(実現方策)を持っているか	10	8	6	6	6	8	34
効率性	経費縮減のための具体的な方策があるか	10	8	8	6	6	8	36
	適正な収支計画がなされているか	10	8	8	8	8	8	40
管理(運営)能力	施設の運営に必要な専門知識を持っているか	5	5	5	4	5	4	23
	事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっており、適正な管理運営になっているか	5	5	5	4	5	4	23
	候補者の経営状況(財務基盤)が安定していること	5	5	5	4	5	4	23
	個人情報の保護・管理に関する対策が十分か	5	5	5	4	5	4	23
	当該施設または類似施設の管理運営実績があるか	5	5	5	4	5	4	23
管理(維持)能力	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	10	10	10	8	10	8	46
	施設の維持管理の範囲が適性でその体制が明確にされ、安全・安心の施設管理が出来ること	5	4	5	4	5	4	22
特殊性	農作物等を通じて都市と農村との相互交流及び情報発信を推進していること	10	8	6	6	8	6	34
	農業の振興及び地域の活性化のための施策を持っていること	10	8	6	8	8	6	36
計		120	103	92	86	104	88	473
								適 否

法人等の活動概要

令和 7 年 7 月 8 日現在

項 目		内 容			
法人等名称		兵庫六甲農業協同組合			
代表者役職・氏名		役職名	代表理事組合長	氏名	平尾 勝春
所在地		神戸市北区有野中町 2－1 2－1 3			
設立年月日		平成 1 2 年 4 月 1 日			
資本金（千円）		5,400,000			
会計年度		4 月 1 日 ～ 3 月 31 日			
役員構成・氏名		役職名	代表理事組合長	氏名	平尾 勝春
		役職名	代表理事副組合長	氏名	石丸 幸雄
		役職名	代表理事専務	氏名	岡本 浩和
従業員数	従業員総数	1,031 名			
	うち 有資格者の 保有状況	有資格者の種類、経歴等			人数
					人
					人
経営理念及び方針		経営理念 わたしたちは「創造」します～人・感動・緑のまちづくり～ 基本方針 人と自然が共生する農業やまちづくり、そしていきがい・高齢者福祉活動、生活に根ざした金融・共済事業を展開します。組合員や地域住民とのつながり・ふれあいを大切にしたい、支店・地区センターを中心として、地域の特性を生かした組織活動、各種相談活動の活性化をはかります。JA の総合力を十分に生かした事業活動の展開、総合性を発揮しながらそれぞれの事業において専門性を高め、個々の組合員や地域住民の生活や文化を高め、感動を得る活動を積極的に展開します。そのために、JA 運動の推進者となる人づくりとともに、より専門性の高い技術を持った職員を養成していき、「身近な JA」「安全で信頼される JA」「魅力ある JA」「環境に配慮した JA」を実現します。			
沿革		平成 1 2 年 4 月に神戸・三田・阪神地区の 9 つの農業協同組合が合併し、JA 兵庫六甲として、経営理念である「人・感動・緑のまちづくり」の実現に向けて、人と人とのつながりを大切にし協同の輪を広げ、地域社会への貢献に努めております。			
組織図		※組織図を添付のこと			
目的		J A 兵庫六甲の目指すもの ・農業振興と環境保全 ・くらしと文化の創造 ・環境とまちづくり ・経営と組織運営			

事業内容	・営農経済事業 農畜産物販売、農業技術指導、農地保全活動、農業資材供給など ・資産管理事業 資産活用相談、設計、建築、土木、リフォーム、賃貸施設管理など ・信用共済事業 信用、共済、経営相談、事故相談など ・生活文化活動 生活文化、健康増進、食育教育など
その他特記事項	

平成17年6月30日

条例第50号

(指定管理者の指定)

第18条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募によることなく、農業振興施設の管理を行わせるに最適な法人その他の団体であると認めるものを候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に農業振興施設の管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による候補者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査するものとする。

(1) 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。

(2) 事業計画書等の内容が農業振興施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 農業振興施設の管理を安定して行う能力を有していること。